

市公式LINEによる資源物の持ち去り行為の通報について

1 趣旨

市では、資源物の持ち去り行為に関する情報を早期かつ的確に把握するため、市民等が資源物の持ち去り行為を発見した際に、その位置情報や車両情報等をLINEにより市(ごみ減量推進課)に通報できるよう市公式LINEの機能を追加した。

2 通報方法と対応

- 市民等が資源物の持ち去り行為を発見した際に、電話、メール、窓口での通報に加えて、令和6年12月5日から市公式LINEによる通報の受付を開始した。
- LINEによる通報では、資源物の種類(金属類、飲料缶、古紙類、その他)、発見日時、位置情報、車両情報、補足事項を入力し、365日24時間通報が可能。
- 通報があった情報を参考に、市では職員による早朝監視パトロールを月5回程度実施している。
- また、令和6年7月から監視パトロールの実施方法を見直し、巡視から張り込みに変更したほか、春日井警察署との情報共有等の連携強化を図り、指導・警告件数が増加している。



図1 通報件数の推移(令和6年12月末時点)

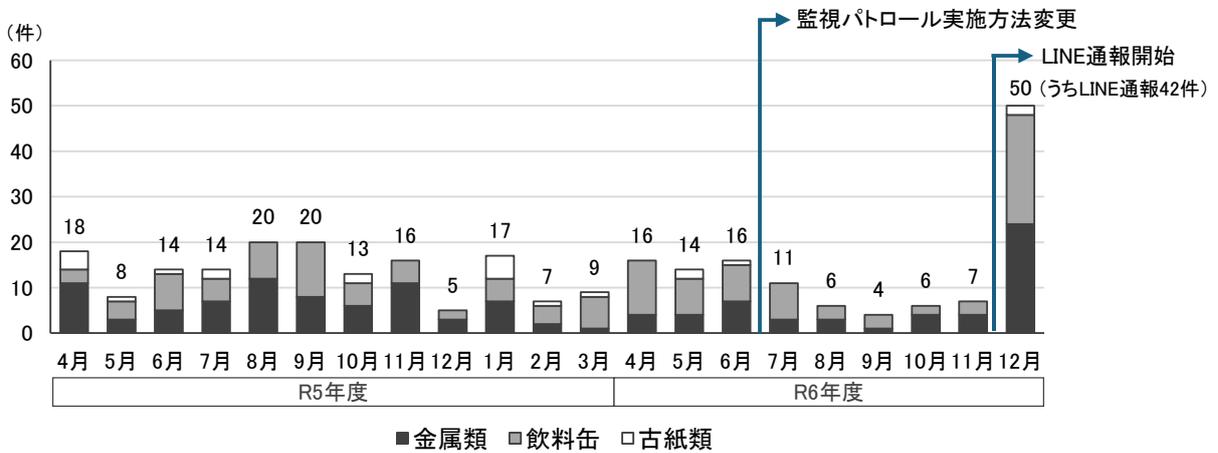


図2 指導・警告件数の推移(令和6年12月末時点)

